

平成30年 第10回

教育委員会定例会会議録

とき 平成30年10月23日

品川区教育委員会

平成30年第10回教育委員会定例会

日 時 平成30年10月23日（火） 開会：午後2時
閉会：午後3時38分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 中島 豊
教育長職務代理者 菅谷 正美
委 員 富尾 則子
委 員 海沼 マリ子

出席理事者 教 育 次 長 本城 善之
庶 務 課 長 有馬 勝
学 務 課 長 篠田 英夫
学校制度担当課長 若生 純一
教育総合支援センター長 大関 浩仁
品川図書館長 横山 莉美子
統括指導主事 山本 修史
統括指導主事 堀井 昭宏
教職員人事係長 鈴木 成春

事務局職員 庶 務 係 長 小林 則雄
書 記 亀田 万恵
書 記 和田 祐磨

傍 聴 人 数 2名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

- 報告事項 1 事務局職員の任免等について
- 報告事項 2 平成30年度移動教室実施結果について
- 報告事項 3 学事制度見直しの検討状況等について
- 報告事項 4 平成30年特別区および東京都人事委員会勧告について
- 報告事項 5 平成29年度指定管理者による管理に対するモニタリング・評価の結果について

平成30年第10回教育委員会定例会

平成30年10月23日

【教育長】 ただいまから平成30年第10回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の署名委員には冨尾委員、海沼委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、本日は塚田委員がご欠席されておりますが、定足数を満たしておりますので、通常どおり開会させていただきたいと思います。

また、本日は傍聴の方がおられますのでお知らせいたします。

まず、会議の持ち方についてお諮りしたいと思います。日程第1 報告事項1 事務局職員の任免等について、この件は人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づきまして非公開の会議といたしたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして、本件につきましては全ての日程の終了後に審議することといたします。

それでは、本日の議題に入ります。日程第1 報告事項2 平成30年度移動教室実施結果について説明をお願いいたします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、平成30年度の移動教室の結果についてご報告いたします。資料2になります。

移動教室は、教育課程の一環としまして、自然の中での体験学習や歴史に関する学習等を通じまして、集団生活における規律や連帯感を養うことを目的に実施しております。

まず、小学校の移動教室でございます。宿泊先は、例年どおり日光の光林荘を利用し、2泊3日の日程で、6年生と特別支援学級の3年生から6年生を対象に実施いたしました。

各学校の日程につきましては、資料を1枚おめくりいただきまして、別紙1になります。こちらが実績表でございます。5月9日から9月27日まで、夏季の休業期間を除きまして実施いたしまして、一番下から4行目の小計欄をごらんいただきますと、児童が2,426名、教員が242名、合わせまして2,668名が参加をいたしました。

続きまして、中学校でございます。1枚目にお戻りください。2番の中学校・義務教育学校（後期課程）でございます。こちらの移動教室につきましては、昨年から全校が磐梯高原での実施に戻っております。今年度も全校、磐梯高原にて行いました。日程は2泊3日で、対象は7年生と特別支援学級の7、8、9年生になってございます。

実施結果でございますけれども、お手数をおかけしますが、2枚おめくりいただきまして、別紙2をごらんください。こちらが中学校と義務教育学校の後期課程の実施結果でございます。5月23日から9月19日にかけて実施をいたしまして、生徒が1,584名、教員が141名の合計1,725名が参加をいたしました。

前年と比べますと、一番下の欄、前年度の増減で、生徒の数でいうと60名が減少してございます。これは7年生の全体数が前年度よりも減っているということから、参加者数

も減っているということでございます。

なお、小学校、中学校、義務教育学校とも、それぞれの学校で大きな事故もなく、無事に終了いたしております。

簡単ではございますが、私からは以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

富尾委員、どうぞ。

【富尾委員】 対象の6年生や特別支援学級、あるいは7年生や特別支援学級のお子さんたちの総数は何人ぐらいで、何人ぐらいの方が行くことができなかったのかということはおわかりでしょうか。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 実は、対象のお子さんの数というのは常に動いているんですね。半年間実施をしているので、全体で固定している数ではないんですけれども、一応、5月1日現在の数字でいいますと、対象になるお子さん方、まず、小学校の5年生は全部で2,484人であります。それから特別支援学級のお子さんが104名ほどになります。それから、中学校のほうを対象の7年生が1,544人、それから特別支援が85人になります。

参加率ですけれども、基本的には全員の方が、これは教育課程内ですので、全員参加が原則なんですけれども、例えば不登校になられている方ですとか、あるいは当日、体調不良になられた方などがいらっしゃると思いますので、各学校とも数名の不参加があるということになります。

以上でございます。

【富尾委員】 わかりました。ありがとうございます。

【教育長】 今の質問に関連するんですが、特別支援学級の子供たちが特に欠席が多いとか、そういうわけではないわけですね。

学務課長。

【学務課長】 特別支援学級のお子さん方は、各学校ごとに行っているわけではなくて、特別支援学級として全校でまとまって行っていますので、基本的には、要は、それに対応した形での移動教室ということを設定していますので、特別支援の方々が特別に参加率が低いわけではないんですけれども、いろいろな障害をお持ちの方もいらっしゃいますので、ちょっと参加が難しいという方もいらっしゃいますから、そういった意味では、一般のお子さん方よりも、どうしても参加率が低くなることはあるかと思います。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 基本的に特別支援学級のお子さんの対象学年は、原則は全員参加の形をとり、繰り返し、自立するための社会に出ていく力を、直接、生活の中から学び取る大切な学習の機会としております。親元を離れて自分で身支度を整えて、しっかりと校外での宿泊体験を積み重ねる大切な学習が行われております。ほかの学校の特別支援学級の子供たちと一緒に行動する形で、知的障害のお子さんに合った内容を実施しています。

【教育長】 先ほど学務課長からの話にあったように、やはり、さまざまな障害のあるお子さんたちですから、通常学級の子供たちに比べると、参加態勢は準備をしっかりと整えていかないと難しいという状況はあるのかもしれないですね。

ほかの委員の方々いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、平成30年度移動教室実施結果につきましては、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次は、日程第1 報告事項3になります。学事制度見直しの検討状況等について説明をお願いいたします。

学校制度担当課長。

【学校制度担当課長】 では、私からは資料3、学事制度見直しの検討状況等についてご説明させていただきます。

学事制度の見直しにつきましては、3月に学事制度審議会の答申をいただいて以降、4月から事務局のほうで見直しの検討を進めてまいりました。この間の経過ですけれども、まず、1、経過としまして、答申を周知していく段階としまして、広報紙やパンフレットの配布、それから町会・自治会長へのご説明等で周知に努めてまいったところです。

並行しまして、答申の趣旨を踏まえた学事制度の見直しについて、事務局のほうで検討を進めて、今回、原案、たたき台という形で確定ではないんですけれども、一定の整理をいたしましたのでご報告をさせていただく次第です。

それでは、2のところ、学事制度見直しの考え方について、(原案)という形で、こちらに基本的な考え方を示して、別紙として1から4まで詳しい内容を示させていただいておりますが、まず、こちらの概要的なところを先にご説明させていただきます。

まず、(1)学区の見直しです。9年間の一貫教育を一層充実していくという観点から、学区、組み合わせとしまして、1つの中学校または義務教育学校と連携する小学校とでグループを構築しまして、中学校等の学区が小学校等の学区を包み込むような形で中学校区のほうを見直すことを基本的な考え方として見直していくということを示しております。

こちらの学校選択制と含めまして、学事制度審議会の答申の趣旨を踏まえたものになってございます。

(2)学校選択制ですが、こちらは通学等の安全、それから地域とのつながり、こういった観点から、小学校及び義務教育学校前期課程の学校選択につきましては、これまでのブロック内を広く選択できるといった仕組みを廃止しまして、隣接する学区の学校を選ぶ仕組みに見直すこととしております。また、中学校及び義務教育学校後期課程の学校選択ですけれども、こちらは現行の区内全域からの自由選択を継続するというので、こちらでも答申の趣旨に基づいて整理したものでございます。

最後、(3)として経過措置の設定ということで、こちらの制度の見直しに伴って、急激な変更の影響を緩和するといった観点から、一定の経過措置が必要であろうということで経過措置を設定しているものでございます。

それでは、具体的な内容ですが、別紙1からご説明させていただきます。

まず、別紙1をお開きください。小学校と中学校・義務教育学校との連携グループの設定について(案)と示しておりますが、こちらは基本的にグループ設定をしていくに当たって、選定条件として3点の条件を設定させていただいております。

1点目、(1)としまして、小学校の学区は原則として動かさずに、小学校と中学校(義

義務教育学校後期課程)の現行の連携関係を基本としましてグループ化していくといったことを、まずベースに置いているというものです。

次に、右側、(2)です。こちらは学校間の連携ですとか、今後、コミュニティ・スクールをより効果的に実施していくといった観点から、あまりに連携する学校数が多過ぎますと、学校としても対応が難しい、または連携が形骸化してしまうようなことも想定されるということから、学校数については、中学校1校に対して3つの小学校まで、義務教育学校については1校について2つの小学校までを上限として設けたものでございます。

次に、(3)でございますが、学校施設の収容能力を超えてしまうことが予測されるような組み合わせが現状想定されるところにつきましては、可能な範囲で組み合わせを見直すということ、こちらの条件として設定したものです。

以上の3点の観点から、現行で小と中の連携を行っている、表としては左側の組み合わせが現行の連携関係になりますけれども、そちらを、今回の連携グループ案として、右側の表の形で新たに見直ししようとして整理したものでございます。

この中で、(1)の条件として、基本的に連携関係はそのままを維持するというので、大部分はそのまま右側に移しているんですけども、一部、3校について見直しをかけております。それが、こちらの色のついているところでございまして、延山小学校は、荏原第五中学校から荏原平塚学園、これは条件2の視点に基づいて見直しております。また、品川学園(後期課程)のほうに御殿山小学校が組み合わせになっておりますが、こちらは条件2と3の観点から、連携先を日野学園から品川学園へ見直したものです。最後、豊葉の杜学園の後期課程に対して戸越小学校を組み合わせにしておりますが、こちらは条件3の観点から、連携先を大崎中学校から豊葉の杜学園へ見直したものでございます。

それ以外のところにつきましては、現行の連携関係をベースとして、連携グループの設定をしたものでございます。

小学校と中学校・義務教育学校との連携グループの設定については以上になりまして、次の別紙2をございまして、こちらが、ただいま説明しましたグループの設定に基づいて、中学校の学区を基本的に動かしまして、学区を整理した図になってございまして、下が見直し後の学区図、上が現行の学区図という整理になってございます。この中で、赤い線が小学校の学区図になってございまして、その中、色がついている部分が中学校の学区をあらわしています。

見直し後に、下の図のほうですけれども、ございまして、斜線でしま模様がついている部分は中学校の学区が見直しによって変更するということを示しております。なお、小学校の学区につきまして、原則として動かさないということにしておりますけれども、学事制度審議会の答申でも提言がございましたとおり、就学人口の増加の対応としまして、小学校を例外的に見直すといったことも必要性を検討いたしました。

その結果、武蔵小山駅前地区の再開発において、学区として小山小学校になりますけれども、こちらのほうは、一部で就学人口がかなり増加するということが見込まれます。こちらにつきましては、小山小学校は改築済みでございまして、なかなか受け入れ余裕も多くない状況がございまして、そういった状況を考えますと、こちらだけは小学校の学区を見直す必要があります。今後、再開発が進む予定の小山三丁目一帯となりますけれども、こちらの小山三丁目全体を、現在改築中の後地小学校の学区に変更するといった案を

させていただいております。後地小学校に関しましては、現在8学級の学級数でございますが、改築後は18学級対応になるということで、今後、学区域が変わって大きくなったとしても、こちらの再開発の分の受け入れが十分できるのではないかと見込んでいるところでございます。

こうしたところで、一部、小学校の学区域を変えているところが、下の図でいうと、左側になりますけれども、小山台小学校のちょうど下側に、赤い縦線と横線でチェックになっている網かけの部分が該当の部分になってございます。

こちらの部分を上と比較してみますと、ちょうど小山小学校から後地小学校に変更しておりますが、中学校については変えていないもので、そのまま荏原第一中学校の黄色い学区域に入っているものでございます。

学区域の変更については以上になってございます。

続きまして、別紙3をご覧ください。学校選択制見直し（案）でございます。現行の学校選択制の形が左側の図、こちらに図が出ておりますが、色分けで4ブロックに分かれておりまして、このブロックごとで全て、この中で選択ができるような形、義務教育学校については、区内全域から、どこの義務教育学校でも選べるような形が現行の制度でございますが、そちらを、右側のほうの表をごらんいただくと、（隣接校）としておりまして、隣り合う学区域の学校として整理したものでございます。

ここで水色がついているところが現行のブロック制で選べなかった学校ですけれども、隣接することによって、逆にブロックの垣根がなくなって、隣り合っているために新しく選べる対象に加わった学校になってございます。また、隣接という原則の例外といいますか、特例としまして、区境のほうに位置していて、ほかの学校に比べて選択できる校数が極端に少ないところについては、8番の第三日野小学校が該当するところなんですけれども、最も距離が近い学校を1校追加しまして、最低でも3校が希望できることといたしました。

また、隣り合うところに義務教育学校がない学校というのもございまして、こちらが黄色で塗っているところになりますけれども、こちらは、いずれかの校種は必ず選択できるようにするというを制度として確保するために、学校同士の直線距離で最も近い義務教育学校を追加したものでございます。

さらに、21番の小山小学校と31番の小山台小学校、こちらに赤字で括弧書きでお互いの学校が書かれていますが、こちらは先ほどご説明しました小山小学校が一部学区域が変わるということで、これが隣接でなくなってしまうということから、一定期間は学校選択において特例的な配慮が必要ではないかということで、お互い、こちらは一定期間は選べるような形を入れているものでございます。

学校選択制の制度については以上になります。

最後、別紙4でございます。こちらは新制度施行における経過措置（案）としまして、基本的な考え方として3点整理しています。

まず、1点目、それぞれの学区域、学校選択制の見直しにおいて、旧制度で、お兄さん、お姉さん、きょうだい関係が在籍している限りは同じ学校に通えるような措置を最優先とするということを、まず、1点目として置いております。

2点目としまして、学区域の変更の対象者に関しましては、一定期間は、変わる前の学

区域の学校を希望選択できるようにするということを置いております。そうはいいまして、ただし、在校生、現在通われている、もう入ってしまっている方については、これは卒業まで、このまま変更なしで通えることを基本とするものでございます。

最後、3点目です。小学校の選択制は、一定期間、旧制度での選択範囲の学校も希望ができるものいたします。その場合に、隣接以外の優先順位につきましては、新しい制度で隣接の学校を選択した方の次の順位とすべきであろうということで、そういった整理をしているものでございます。

これをもとにパターンを整理したものが、2になります。こちらで、きょうだい関係以外の②、④としたものについては、経過措置期間は2年間と置いております。こちらは学区、学校選択制の見直しは、区民の皆様への影響が非常に大きいということから、やはり2年間が必要であろうということを判断したものでございます。また、本区の過去の事例ですとか、ほかの自治体の事例も踏まえまして、おおむね周知期間と経過措置を含めて3年間というところが、ほかの自治体等でも、本区の事例でも多かったものでしたので、そういったことも踏まえまして、3年間と判断したものでございます。

経過措置については以上になりまして、以上が制度の全体像になります。

1枚目にお戻りいただけますでしょうか。こちらは全体像の制度を今後どう進めていくかというところで、3の新制度の構築に向けたスケジュールというところでございます。

まず、今年度、こちらの原案を、今後、今月末の区議会の文教委員会のほうで報告させていただいた上で、来月以降、各地域の町会・自治会長様等に対してご説明を行ってまいります。その中で頂戴しました意見等も踏まえまして、適宜、制度のほうを調整させていただいた上で、今年度中に新しい制度として決定していく考えでございます。

そして、来年度ですが、31年度は周知期間と捉えまして、さまざまな手段を用いて、丁寧かつ確実に周知をしていく予定でございます。

その上で、次の32年度の新入学、こちらの1年生、7年生で新制度を適用して実施していくと、こうしたスケジュールで進めてまいりたいと考えております。

長くなりましたが、私からは以上になります。

【教育長】 説明が終わりました。内容的にも非常にボリュームがある説明だったので、そもそもの学事制度審議会の答申の内容をしっかりと頭の中に入れておかないとわかりにくい部分もあるかなと思います。委員の皆様方のその辺の理解の度合いも若干濃さが違うところもあるかもしれませんので、質疑を通して、そういったものもしっかりと共通認識にしていっていただければと思います。

その審議会で出された内容を、事務局のほうで具体的にどのようにするのかという考え方としてまとめたものが別紙1、2、3という形だと思います。それを経過措置を踏まえてどう進めていくのかというのが別紙4になっていて、最終的にどういうスケジュールかというのが、また一番最初に戻るといった説明かなと思います。

内容は、これまでもいろいろな場面で、事務局が説明してきていて、具体的にどうなの、それは何かフォロー体制はないの、いつまでにやるのという点が、今後は争点になっていくだろうということでの今回の説明だと思います。

あまりこればかりやっている時間はないんですが、重要な部分ですので、別紙1に関して、別紙2に関して、別紙3に関して、別紙4に関して、最後にスケジュールに関してと

いう4段階で質問をお受けしていきたいと思いますが、委員の皆様、よろしいですか。

それでは、最初に提示された3カ所の小学校のグループ変更があった別紙1につきまして、何かご質問があればお願いいたします。

どうぞ、菅谷職務代理。

【菅谷教育長職務代理者】 1点だけ。平成10年ぐらいから、これに関係していると思うんですが、日野学園のところで御殿山小が今までグループに入っていて、この御殿山小が入ったときのあれなんです、一番最初、日野学園のところに入れる予定はなかった。それで、スタートしたんですが、どうしても近いですって入れてくれという願いが強かった。今回、その状況は変わってきたんじゃないかなと僕は思っているんです。というのは、御殿山のところの地域が変わり、それから、品川学園が変わったものですから、城南中から変わったものですから、向こうに行っても不利はないだろう。こういう形で、どんどん学区を変えていくのはすごくいいことだなと私は思いました。

そう考えていったときの基本則に外れてしまうのは鈴ヶ森のところなんですよ。鈴鈴連合しかないものですから、町会の方とか、いろいろな方たちがこの形でいいのかどうか。あとは浜川ですか、浜川小との関係が出てくると思うんですが、この形でいけると、多分見込まれていると思うんですが、その辺のところで何か反応とかがあれば教えていただければと思います。

【教育長】 学校制度担当課長。

【学校制度担当課長】 今、職務代理のほうからご指摘いただきました日野学園の関係と品川学園の関係につきましては、おっしゃったとおり、品川学園ができたことによって、後期課程の学区は、御殿山小学校も含まれていることから、やはり、品川地区の品川学園のほうとの連携が自然であろうということで、今回、見直したものでございます。

それから、鈴ヶ森中学校と浜川小学校、そういったところの関係になります。こちらは、やはり鈴ヶ森中と鈴ヶ森小学校は1対1に、今回のグループでは設定しておりますけれども、こちらについては、事務局としても非常に課題と捉えているところでございまして、さまざま検討したところでございます。

特に、浜川小学校の、鈴ヶ森中学校の学区に入っている勝島の地区、こちらが現在、人口が非常に増えているというところで、そんな中、昨年度、浜川小学校の改築が決まった経緯もございます。ここを中学校としてどう整理していくか。現状、浜川中学校との連携として、鮫浜小、立会小、浜川小の3校と連携していて、なおかつ、浜川小学校と浜川中学校というのも、コミュニティ・スクールの関係で、連携が非常に強いものでございます。そういった連携をなるべく維持した上で、なおかつ就学人口の受け入れというのも考慮して案を考えていったところでございます。

1つは、学区をどこかで切り分けるといった案も検討させていただいたんですけれども、そうすると、地域が分断されてしまうような状況の課題が出てきてしまうところもありまして、なかなか、そこを整合させていくのが難しい部分でございまして、そうすると、どこに整理していくかとなると、やはり、現状、浜川中学校のほうにキャパシティとしては非常に厳しくなってくる部分がございますけれども、今後、こちらにつきましては、今、事務局のほうでも受け入れについての対策を細かく検討しているところでございますけれども、おおむね、浜川中学校のほうで受け入れをできるのではないかと見込んでいる

ところがございます。

そういったことで、鈴ヶ森中学校に関しては、鈴ヶ森小との1対1の関係になりますけれども、こちらは、先ほど申し上げましたコミュニティ・スクール等の関係等からも、こちらの組み合わせが妥当なのではないかと考えているところでございます。

【教育長】 いきなり非常に難しい課題に切り込んでいただいて、ありがとうございます。別紙1の内容から、既に別紙2の内容に入り込んで、グルーピング、それから学区域を、小中の境界をそろえるという2つを同時に考えた末、より滑らかな一貫教育ができるようにと事務局が工夫をした結果ということですね。それでも、この浜川エリアに関しては、2枚目をごらんいただくとおわかりのように、従来、鈴ヶ森中学校の学区域だったところをぐっと縮めています。鈴ヶ森中は鈴ヶ森小との1対1連携ということで、競馬場があったりして、ほとんどこのところは人がいないんですけれども、そのところを浜川中学校のほうに組み入れる形で、浜川小学校の学区域を全て浜中にして、より連携をしやすい形にしているという説明だと思います。

非常に難しいところなんです、グループとしては、浜川中ベースの連携はかっちりといくんですけれども、鈴鈴が1対1連携になってしまうので、ほかのところの連携の仕方とはまた若干トーンが違った形になります。八潮が後期、前期で1対1対応というのが特例であるんですけれども、それと同じような単独校の1対1特例がもう一つできているというような状況であるということがご理解いただけるかなと思います。

今の浜川エリアに関して何かほかの委員の方、ご意見がありますか。

これはもう、こういう形でとりあえずは考えているんですが、このエリア、さっき課長から話があったように、人口が非常に増えているところですよ。人口の今後の増減、減というのはないかもしれないけれども、人口増の状況に応じてまた、このエリアのあり方というのを検討していく必要もあるんじゃないかなと思うんですが、その辺はいかがですか。

学校制度担当課長。

【学校制度担当課長】 現状、最新の人口推計に基づきまして、細かく現在、見ているところでございますけれども、将来的に人口推計なんかかなり変わってくる部分も想定されますので、そうは言っても確実に増えるお子様、直近で当面、例えば5年ぐらいとか増えていくところについては、やはり確実に受け入れできるような形でこちらとしても対策をとらざるを得ないかなと考えているところですが、それ以上先の話になりますと、やはり、ここはもう一度、人口推計等を見直しつつ、ここは柔軟な対応ができるような形で今後も見直しをかけていくということが必要ではないかと考えているところです。

【教育長】 こういった連携グループの組み合わせ、また、小と中の学区域の見直しというのは、教育委員会の専決事項という形に多分なっていくんでしょうけれども、その辺はぜひ、状況を踏まえつつ、固定的ではなく捉えていけるようにするといいかなと思います。

別紙1のところの延山、御殿山、戸越がグルーピングが変わったというあたりは委員の方々、いかがでしょうか。これは先ほど話がありましたけれども、御殿山もそういう背景があると。延山、戸越につきましては、実際、子供たちの進学自体はこういう形にグルーピングしても、大きな影響は出ないという事務局の判断がベースにはあるようなんです。

どうぞ。職務代理。

【菅谷教育長職務代理者】 ここを見ていると、やっぱり、中延、延山というのは、地域的には、僕、このほうがいいなと思っている。古いことを研究しているというか、そういうのは思うんですね。

【教育長】 同じエリアですね。

【菅谷教育長職務代理者】 そういう狙いでできた学校だから、こういう連携のほうが、私は本望だと思うんですね。

【教育長】 逆に左側の荏原第五が4校の小学校とかかわっているのが、なかなか厳しい、連携をしようと思っても教員の数もそうですし、エリア的にも厳しい状況があるかなと思うので、ここは一つにはいい見直しではないかなと思います。

この戸越のあたりも非常に学校が近くて、エリアが重なっているところがあると思うんですけども、土地勘に詳しい海沼委員は何かご意見ございますでしょうか。

【海沼委員】 難しいですね。

【教育長】 ここは難しいところですね。

とりあえず、これは学区域という話ではなく、一貫教育をどう連携するかという話で、教育の内容の部分の話です。これまでも継続しているところをより明確に線引きをしてやっていこうじゃないかというところなので、また、来年度以降、このグループごとに設定する新たな市民科の一貫カリキュラムもあるようですので、そういったようなところも注目していけるといいかなと思います。別紙1はよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 じゃあ、もう半分入っておりました別紙2のほうなんですけど、小学校のばらつきを抑え、小学校が二つの中学校に行かないようにするというのはまずは第一に考えて、それから小と中の線がずれているところを整えた形が基本ということになっているんですが、さっきの説明で1カ所だけ、小山台と小山のところで網かけ状になっているところは小学校の学区域を変えざるを得ない状況があるんだという話でした。

そんなところを踏まえて、別紙2のほうはどうでしょうか。何かご質問があればお願いしたいと思います。

富尾委員どうぞ。

【富尾委員】 ちょっと具体的なお話になってしまうかもしれませんが、その小学校の学区域が変わる地域にお住まいの住基上といいますか、この学区が変更になるに当たって、何人ぐらいのお子さんが本来だったら、小山小だったのが後地小に変更するようなことに、住基上というか、推定でも構いませんけれども、一体どのぐらいのお子さんがそのつもりだったのに違う学校に行くことになるのでしょうか。

【教育長】 学校制度担当課長。

【学校制度担当課長】 小山3丁目の小学校の学区域につきましては、現行の住基の人口でどれぐらい人数がいるかというのは調べてございまして、ただ今後、今、マンションを建てているところで、今後4棟ぐらい建つというところで、そこについてはどうしても世帯数から予測をとっているもので、確実なことは言えないのですが、現状お住まいの方の人数ということであれば今、申し上げますと、今、単純に現状の6歳人口がどれだけいらっしゃるかということと言うと15人程度いらっしゃいます。その下のお子さん

でありますと、5歳児が23名、4歳児が19名、3歳児が28名、そういった状況の数になっております。

【教育長】 20名前後の子供たちが小山小の学区域から後地小の学区域に変更になるという状況があるということですね。

どうぞ。

【富尾委員】 マンション等で、小山小に行くつもりでいたのに、小山小に行きたいからここのマンションを買ったんだみたいな方、引っ越してこられたという方々もいらっしゃると思うんですけども、そういった方々への対応というか、丁寧な説明が必要になるのかなと思うのですけれどもいかがでしょうか。

【教育長】 学校制度担当課長。

【学校制度担当課長】 委員ご指摘のとおり、やはり、マンションをもう契約されている方というのもいて、相当程度いらっしゃるということを想定しまして、先ほどご説明しました経過措置のほう、こちらのほうで学区域の変更対象の方については、旧学区域のほうに選べるといいますか、そちらも選択できるような形、もちろん兄弟関係をそれよりも優先するというので、そういった不利益をなるべく吸収できるような形で制度のほうは考えているところでございます。

【富尾委員】 ありがとうございます。

【教育長】 そのためにそういった柔軟な制度があるんでしょうけれども、それでも兄弟関係がない、そのマンションで小山小に行けるから買いました、小山小がいっぱいになってしまいました、となると行けなくなってしまう場合も出てくるのではないかなと思うんですが、その辺は想定されていますか。

担当課長。

【学校制度担当課長】 もちろん、こういった学区域の変更に伴う経過措置をとった上でも、どうしても抽選になってしまっただけ入れないというところは、事務局としても想定しているところでございまして、そちらの方々にしましては、現状でも学校選択制の中で、兄弟優先というのをとっているものでございますが、やはり、兄弟がいらっしゃっても抽選で入れない方というのは一定数いらっしゃるということで、どうしてもやはり、学校の受け入れというのが、キャパシティが決まっているところがございますので、そちらにつきましては、大変申しわけないんですけれども、丁寧にご説明していつて、ご理解を得ていくということでこちらとしては対応を考えているところでございます。

【教育長】 その中でもやはり、個別の対応も出てくるでしょうね。納得いかないとおっしゃる方もいるでしょうからね。

でも、小山小は小山小でもキャパがあるわけで、キャパを超えるような人口増が認められる場合には学区域を調整してきたというのは、これまでもずっと、どの自治体でも行われてきている状況ですから、そこは教育委員会としても、全ての子供たちを公立学校で学ばせるという義務がありますので、そのためにはもちろん、仮設とかそういうものをつくってキャパを広げるという方法もありますが、学区域を調整するという方法もとらざるを得ない状況があるんだという中で今後対応になっていく必要があるのかと思います。

丁寧な対応が必要でありましょうし、その後のフォローも必要になってくる部分があるかもしれません。例えば、このエリアは、非常に交通量が多い道路を一本渡ってこなくて

はならない、それが後地エリアになればそうでなくて、行けるようになるというようなメリットの部分も恐らくあるんだろうとは思いますが、それはそれとして、そもそものところから変更になっているということをきちんと捉えて説明していくことが必要なのではないかなと思います。

これで見ますと、今の部分は、網かけの部分ですが、斜め線の部分がこれまでは中学校の学区域ではなかったところになった、もしくはだったところなくなったということで、全般的に見ると結構そういう変更のところはあります。中学校の学区域がこのように結構変更されているということに関しては、事務局としてはどんな捉え方をしていますか。

学校制度担当課長。

【学校制度担当課長】 確かに、こちらの図を見ますと、この斜線部分の面積というのはかなり大きいもので、人数割合で見ても中学校の学区域の変更対象としても全体の2割弱ぐらい程度は影響するであろうと考えておまして、こちらについては、やはり、中学校の学校選択制が自由選択で残るにしましても、非常に影響が大きいものと考えてございますので、こちらについて、今後、周知の段階で丁寧にご説明をして、ご理解を得ていくというところが必要になってくるだろうと考えているところです。

【教育長】 中学校は、学校選択制の中で自由選択ですから、中学校の学区域が変わったとしても、希望することはできるということで、そういった保護者のニーズからの不満にはつながらないだろうという考え方が一つできますね。

逆に例えば、これまで二つの中学校の学区域に分断されていた小学校が、単一の中学校とのかかわりという形で整理されるので、そういった意味では一貫教育の連携としてはつくりやすいというメリットも出てくるだろうと言えますね。

そういうメリットの部分を話して、これによることで希望する中学校に、もちろんキャパがなければ行けないんですけれども、行けなくなるという不利益がないんだよ、というところをしっかり説明していくことが必要ではないのかなと思います。

ほかに委員の方よろしいですか、この別紙2につきましては以上ということによろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、今度は選択の部分での見直しという別紙3になるのですが、従来はこの左側にある図にあったように、ピンク色、青色、緑色、黄色という大きなブロックの中であればどこでも選ぶことができた。例えば、城二のエリアの子供は四日野を選ぶこともできた。逆に伊藤小の子供は上神明を選ぶことができない。このようなブロックでの状況がありました。

こういったものを特に小学校の場合には子供たちの安全、通学の安全ですとか、いざ発災になったときというようなことを考えるとより地域に密着した形の学校を選んでもらうのが重要だろうと、そのためにも、近隣の学校に見直していこうというような基本的な方針が学事制度審議会である中で、出てきた一つの形だと捉えていいのかなと思います。

学校数は少なくなっているところが多いかなとは思いますが、先ほど説明がありましたように、近隣のより近い学校を選ぶことができるようになっているというところが売りになってくるのかなという感じもしますが、一つには三日野のところに例外として1校一日野を加えている。それから、これまでは義務学はフリーだったところを一番近い

義務学をということで設定した点、隣接しない学校があるので、黄色いマークが入っているところはそれを入れてある点。小山小と小山台の一定期間の扱い、こういった点が議論していただくポイントかなと思いますけれども、委員の皆様、いかがでしょうか。

【菅谷教育長職務代理者】 先生、感想だけ。

【教育長】 どうぞ、職務代理。

【菅谷教育長職務代理者】 選択制の見直しという考え方は、地域の方、選択制があるから地域の子供はほかに行ってしまうと、そういうご意見、やっぱり多かったと思うんですね。そのことを考えて、グループによる選択する範囲のところをより細かくだと僕は思います。

もうちょっと地域に寄った形でやってあげましょうということで、全部地元の道理が通るってやってしまうと教育委員会としては全体を見る識見がなくなってしまうので、連携しながら学校をよくしていくとすれば、こういう見直しの案が私は今の段階では一番適切かなという感じはしますね。

それにしても対象の学校がある程度、絞られたとか増えたとかいろいろあるので、最初の数年間は結構、いろいろなことがぎくしゃく考えられると思います。当然だと思います。これも今までは10年以上やってきたことですから、一つの形を決めると、やっぱり10年以上これで続けていくという気持ちも絶対に必要じゃないかなと思います。

ただ、人口増によって変わるところはまた、別ですけども、そうじゃなければ、やっぱり制度の根幹というのは、年中で動かすものではないと思うので。だけど、全く動かさないというものでもないというところで、ご説明いただければ、地元の方も納得するんじゃないかなと思います。

【教育長】 現代は選択する権利が教育に限らず、拡大してきている状況ですから、それをとめることはもうできないと思うんです。そういった流れの中で、しかし、やっぱり子供たちが、特に小学校、義務学前期段階ではより、地域に寄り添って、地域の学校に通っていけるというのは一つの形だろうと思いますので、それにどこまで近づけるかというあたりが今後の状況の中で、ぜひ注目していきたいところかなと思います。

少なくとも、隣の学校の子供が自分たちの学校の前を通って、反対側の学校に行くということとはなくなってきたということは言えるかなと思います。

ほかの委員の方はいかがですか。不明な点とかございませんでしょうか。

【海沼委員】 不明はないですけども。

【教育長】 どうぞ。

【海沼委員】 逆に、安全性を考えまして、やはり、近隣のところへ選べるということであれば、親たちも災害があったときなんかにも安全なのかなというので選んでいただけるのかなと思います。

【教育長】 今日のテーマとは若干、違うのかもしれませんが、最近の学校選択の保護者の割合、自分の学区域の学校以外の学校を選ぶ割合あたりもこの近年で大分変化している状況はあるんでしょうか。微妙なところなのかもしれませんが、何か事務局のほうからその辺についての情報提供があればと思いますが、いかがでしょうか。

学務課長。

【学務課長】 例年、学校選択に関して、アンケートをとっておりますけれども、やは

り結果的に一番学校選択の理由で一番多いのは近い学校だというのがこれはずっと何年も続けてではありますので、やはり、近隣校に対する保護者の認識というのは大きくは変わっていないのかと思います。

【教育長】 それが、義務教育段階では第一だということなんでしょうね。実際に、自分が指定された学校以外を選ぶ親御さんの割合も3割弱ぐらいでしたっけね。ずっと変わらないような状況があるというのは、一つの形になりつつあるのかなという感じもしますけれどもね。今回は制度が変わったところで、実際どういう形が出てくるかという、本格実施になる32年度から、そのデータを注目したいところかなと思います。

別紙3につきましても、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、経過措置の別紙4のところなんですけれども、これもまた、よく読んでもよくわからないという状況があると思うんですけれども、兄弟枠はいずれの場合でも今までどおり優先しますよ、ただキャパがなければ兄弟枠でも入れませんよ、というのは同じことです。

学区域が変わったと、先程話が出てきていましたけれども、そういうところの場合には一定期間残すとともに、そういった希望ができる体制も残すという柔軟性を持ちますよ、それは別に学区域が変更でなくても、小学校の学校選択制もある程度の移行期間を持ちますよということが(1)、(2)、(3)と書かれているのではないかなと思います。それを表としてまとめたのが経過措置パターンの整理ということなんですけど、ちょっと私も、ぱっと見てよくわからないなと思いながら見ているんですけれども、その移行期間に関しては2年間、基本的に周知を1年と見れば、完全移行までは3年のスパンで考えている、というのが先ほどの説明だったなと思いますが、どうでしょう。委員の方々。

【菅谷教育長職務代理者】 よろしいでしょうか。

【教育長】 どうぞ、職務代理者。

【菅谷教育長職務代理者】 文章で読んで、ぱっとわかるという、すごくよく知っている人しかわからないと思います。だから当事者の方は全部、計算すれば出ますよね。でも、そうじゃない方にやっぱり、何年に入った方がここにいらっしやって、じゃあそのときに同じところに行きたいですかという、何かそういうモデル的なものでご説明しないとわかりにくいかなと思いますね。

【教育長】 保育園でも言われるパターンですよ。

【菅谷教育長職務代理者】 平成31年という年度が何でできているかというのは現行の6年生にという発想でいくんですよ。だから、そういうところをやっぱりモデルをつくってあげると親切かなという感じがしますね。

【教育長】 しかもそれが、来年度の場合にはこう、再来年度の場合にはこう……。

【菅谷教育長職務代理者】 変わるからね。

【教育長】 そういうふうの実施年度に応じて、どのように変わっていくかみたいなパターンが出てくるとわかりやすいのかもしれない。

学校案内で保護者のほうに向けて周知をする段階でそういうモデルを入れていくというのもあっていいのかもしれないし、これからさまざまな場面で今後のスケジュールで周知をしていくという中で、そういう一つのパターンを持っていて説明をするという方法も

ありなのかもしれません。

そのほかいかがですか。

例えば、周知期間1年、移行期間2年、完全移行まで3年となっていますけれども、うちの子供は兄弟間の年数が4年開いているからどうかと。そうするとこの上の子が入った後の4年後に今度は入ってくるので、そこまで延ばしてもらえませんかみたいなケースも出てくるんじゃないかなと思うのですが、そういうことは何か事務局のほうでは考えておりますか。

担当課長。

【学校制度担当課長】 今、ご指摘いただいた件なんですけど、兄弟関係につきましては、2年という限定せずに……。

【教育長】 兄弟関係2年ではないんだ。

【学校制度担当課長】 そのまま在籍されている上のお子様に通われている限りは卒業されるまでに入学した場合は、必ず適応するというのをうたっている。

【教育長】 なるほど。

【菅谷教育長職務代理者】 それが入っていればオーケーと。

【教育長】 平成31年度に1年生になっている子供がいれば、5歳離れた子供に関しても、その子が6年生にいれば、1年生のときにまだこれがきくという話になりますね。

【菅谷教育長職務代理者】 だから、モデルで示されても……。

【教育長】 聞いてみなければわからないというところですね。なるほど。そうですか。別紙4も、ではよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、最後に今後に向けたスケジュール。これは結構、今後どうなるんだということは文教委員会等でもいろいろ話題になっているところではないかなと思いますが、答申をこの3月にいただいた後、今年度はまずは立案をして、原案を策定して、まさに今その時期です。今後、町会等へ説明、調整していき、決定していく。そして周知、準備をして運用開始というスケジュールリングになっておりますけれども、いかがでしょうか、委員の方々。

【菅谷教育長職務代理者】 一点だけ。

【教育長】 どうぞ、お願いします。

【菅谷教育長職務代理者】 流れも全然問題ではないんですけど、私、思うにはやっぱり、教育委員会が一番大きな仕事で学区域を決めるという、多分二番目に書いてあったぐらいに書いてあった、一番強いですよ、それね。

そういうことをやるというのは、現状的に問題があれば必ずやるということが教育委員会の使命ですから、多分23区でこのことをやっているって、うちだけじゃないかなという気がするんですけども、その辺の情報をもう一度教えていただければと思います。

人数がものすごく増えて、しょうがなしに学区域決めるとかはあると思うんですが、私どもの場合は学校選択制、小中一貫教育ということをやっているながら、このことをやっていくというのは結構、重みが僕はあると思っています。ほかの区でそのような情報があるかどうか、なければないで結構です。

【教育長】 最新の他区の情報がもし、わかれば。

学校制度担当課長。

【学校制度担当課長】 他区の事例等も学区域の変更等も調べましたところ、こういった本区のような見直しの方向で、一貫教育の観点から見直しているというところは現状では見当たりませんでした。

【教育長】 よろしいですか。

学事制度審議会の中では非常に多面的な論議が展開されました。これに義務教育学校の考え方みたいなものも入りながら、また、品川区の義務教育のあり方という大きな視点から検討していただいたというのは非常に有意義なことではないかなと思います。

海沼委員、この周知……、来年度の話になりますが、今年度もそうですが説明、周知、この辺についていかがですか。地域にお住まいの方の視点から見ていただいて。

【海沼委員】 やはり、これは周知はしていただかないとそれこそ地元の関係の方たちは、やはり地元の子供は地元で見ようという形が一番最善、何て言うのかしら……。

【教育長】 気になりますよね。自分のところが一番。

【海沼委員】 ですから、そういう面で、やはり、そういう説明をしていただくと一番いいかなと思いますので、11月からしていただけるようなので、安心しております。

【教育長】 やはり、今年度の説明、そして来年度の周知ということになるんですけれども、この広報紙とホームページとパンフレットだと海沼委員はどれを一番見ますか。

【海沼委員】 そうですね、やっぱり広報紙が一番見るとは思いますけれどもね。

でも今の若い方たちはホームページのほうが多分見るとは思いますね。もう、ああいう画面で見たほうが皆さんよく見えていますからね。

【教育長】 どうぞ、富尾委員。

【富尾委員】 すみません、説明のことなんですけれども、幼稚園や保育園などに出向いて、説明等々されるということは考えられていらっしゃるのでしょうか。

実際に、え、そうなのというような情報をやっぱり地域とのつながりが薄かったりですか、お仕事をしているような方々というのはなかなか気づかないというか、気づかないということはないかもしれないんですけれども、改めてお話をいただくと、とても助かるんじゃないかなと思うんですけれども。

【教育長】 町会、自治会等への説明には、多分、そういう方々は参加しないでしょうからね。そういう方々はどうやって知るかというと、広報紙とかホームページというのは一般的な周知でしょうから、やはり特に来年、再来年1年生に子供を入れるというようなお子さんをお持ちの保護者の方への周知というのは、丁寧にやっていかなくてはいけないかと思うのですが、事務局のほうで何か考えはありますか。

学校制度担当課長。

【学校制度担当課長】 保育園、幼稚園の周知でございますけれども、出向いてというところで行くと、なかなか、かなりの数がございまして、まずはパンフレット等を保育園、幼稚園、こちらのほうには確実にお子様がいらっしゃる数、刷る予定でございまして、そういうところは確実にお手にとっていただけるようなまず、対応を考えております。

また、個別の説明、こういったところにつきましては、ちょっと現時点で調整中なんですけれども、可能であれば、一定の形で直接説明する場というの、こちらとしては設けられればいいかなというところで考えているところでございます。

【教育長】 幼稚園のほうには小学校PTA連合会のような幼P連というんですかね、そういうのはあるんですかね。私立の幼稚園は何か連合会みたいなものがいろいろ活動されているようなんですけど、幼稚園管轄って今、教育委員会から離れてるからわからないかな。

【菅谷教育長職務代理者】 地域ごとに先生、ありますよ。幼稚園の協会って大きな組織があるから、その下部組織としてある。ただ、そこが学校に上げるとか、その辺のところの話をやっているかどうかというのは全くわからないですね。ただ、今、地域の先生、幼稚園の場合、地域の小学校の先生をお呼びして進学の話をするというのはよくありますよ。

【教育長】 それは私立、公立関係なく？

【菅谷教育長職務代理者】 関係なく。私立の幼稚園でも公立行く方多いですからね。

【教育長】 もちろんそうですね。今、公立の幼稚園は9園しかありませんので、割合からいくと私立の幼稚園のほうのはるかに多い数になりますし、保育園になれば公立、私立を含めればもっと多い数になりますよね。

【菅谷教育長職務代理者】 私立の先生、幼稚園のほうが広域なんですよ。

【教育長】 学区内全体でね。

【菅谷教育長職務代理者】 いっぱいバス乗って遠くから来る。

【教育長】 それにしたって、やはり幼稚園だけだと足りませんよね。保育園に通ってのお子さんたちが非常に多いですからね。

【菅谷教育長職務代理者】 保育園も多いですからね。最近特に多いです。

【教育長】 なるほど、そうすると、そういった小学校とか中学校ですとね、すぐ小P連とか中P連の中で組織がありますから話してしまえばというようなところがありますけど、幼稚園の場合には、私学の幼稚園協会とか、公立の幼稚園のP連とかがあったとしても、それで就学前の子供たちを全てカバーするというのはなかなか難しい。ちょっとこれは知恵を絞らないといけないところかもしれない。事務局、何かありますか。

担当課長。

【学校制度担当課長】 先ほど保育園、幼稚園の関係と、また別に健診の場で保健センター等に……。

【教育長】 三歳児健診とか。

【学校制度担当課長】 三歳児健診ですとか、ちょっとそこは早いかなというのがあるんですけど、そういった場も活用しながらですね、よりそういった数多くのところで目に触れるような形でパンフレットを置かせていただいたり、。

【教育長】 なかなか説明会というのは難しいのかもしれませんがね。そういう機会を使いながら情報を提供していく。健診にも来ない親御さんもいらっしゃるでしょうから、そうすると、さまざまなそういった就学前の子育てにかかわる公的機関にそういうパンフレットを置くとか、図書館に置くとか、そういうような形で周知を図っていく手を考えていかないとだめなのかもしれませんね。

どうぞ、海沼委員。

【海沼委員】 あと1つ。よく学校説明会ってありますよね。就学の子供たちのための。そうしますと、親御さんは何校かよく回ってるって話は聞くんですよ。皆さん今LIN

Eとかいろいろな形で、あそこの学校が先生がよかったわよとかいろいろな情報が流れてるようなんですね。

【教育長】 強力な情報のようです。

【海沼委員】 ですから、そういうところにも、やはりこの学校はこういう学校になりますよみたいなことができてればわかるのかなと思っているところなんですけどね。自分の学区が……。

【教育長】 そういう説明会をやるときに学校から発信するというのも1つの方法なんでしょうね。新入学児童の説明会は大体2月とかですから、そこじゃあもう遅いので、9月とかでしたっけね、学校公開というのは。その辺のときに学校の情報だけではなくて、制度がこう変わりますよという情報もお知らせしていくと、これは1つ有効なチャンスかもしれないですね。当然、就学のご案内、学校選択のご案内を出すときにはそこに詳しい内容は伝えられるんでしょうけど。どうでしょう、委員の皆様、大体1時間ぐらいこれについて討議したんですが、大方流れがおわかりいただけましたでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、ほかに質問がなければ、この学事制度見直しの検討状況等につきましては終わりにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次は、日程第1の報告事項の4になります。平成30年特別区および東京都人事委員会勧告についての説明をお願いいたします。

統括指導主事。

【統括指導主事】 それでは、平成30年特別区人事委員会勧告および東京都人事委員会勧告の概要について報告いたします。

本件の大部分は、区の職員にかかるものです。このうち教育委員会に関係するものとして、幼稚園の教員及び固有教員がございます。なお、現在幼稚園の教員が28名、幼稚園の管理職が8名、固有教員が26名でございます。

まず、1ページ目をごらんください。平成30年特別区人事委員会勧告平成30年10月10日にございました。そのポイントは、ページの上、四角に囲ってあるところでございます。

第1点目に、月例給与について、民間給与を上回っており、公民較差、月例で9,671円、割合にして2.46%になりますが、これを解消するため、給料表の引き下げ改訂を行うこととございます。

続いて、第2点目、特別給でございますが、期末手当、勤勉手当については、民間の賞与、いわゆるボーナスの支給月数を下回っているため、民間の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.1カ月引き上げて勤勉手当に割り振るというものでございます。

これらの改定の結果、職員の平均年間給与は約12万3,000円の減額となります。

続いて、Ⅱ、改定の内容に進みます。

1、給料表(1)行政職給料表です。原則給料表の全ての級及び全ての号給について給料月額を引き下げを行うということとございます。ただし、初任給については、人材確保の観点から、給与月額を据え置きとなります。

(2) その他の給料表ですが、2 ページに進んでいただき、行政職給料表(一)との均衡を考慮した改定を行うこととされています。また、再任用職員の給料月額については、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定となります。

2 番、特別給につきまして、年間の支給月数を 0.1 カ月引き上げるというものでございます。支給月数の引き上げ分につきましては、民間の状況等を勘案し、その全てを勤勉手当に割り振るものとしております。なお、特別区人事委員会による月例給の引き上げ勧告は、平成 25 年度以来であり、特別給の引き上げ勧告は 5 年連続となります。

3、この 2 点の実施時期でございますが、給料表の改定については、給与水準の引き上げに伴う内容の改定であるため、さかのぼることなく、改正条例の公布の日の属する月の翌月の初日、予定では、平成 30 年 12 月 1 日から実施するというところでございます。なお、平成 30 年 4 月からこの改定の実施の日の前日までの期間にかかる公民較差の相当分については、平成 30 年 12 月に支給される期末手当の額において、所要の調製を実施するというところでございます。

少し進んでいただきまして、5 ページをごらんください。こちらは平成 30 年職員給与等に関する報告及び勧告の詳細版からの抜粋になります。

6 ページ、(3)その他をごらんください。区費負担の学校教育職員の給与制度について、東京都の教育職員との均衡を考慮して、改定等を行うことが適当であるという記載もございます。これは、同じ職場で同じ職層の給与について均衡を図るという意味合いでございます。

現在、区費負担の学校教育職員が所属しているのは、特別区の中で品川区、杉並区、千代田区の 3 区となりますが、特別区人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、東京都が定める教育職給料表と同内容の給料表を定めることとしております。

それでは、7 ページをごらんください。東京都は平成 30 年の人事委員会勧告は、平成 30 年 10 月 12 日にございました。月例給につきましては、民間給与をわずかに下回っており、公民較差、月例で 108 円、割合にて 0.03% になります。本年度の公民較差はわずかで、給料表や諸手当において適切な配分を行うことは困難であります。人材確保の観点から、初任給及び給料表の初任層の格差の範囲内で引き上げ改定となりました。なお、特別区の勧告と東京都の勧告において、公民較差に差異が生じますのは、民間給与の実態を調査する際の調査対象が異なることと、本年 4 月から実施された特別区人事給与制度の改正の影響によるものと考えられます。

特別給については、特別区と同様、年間の支給月数を 0.1 カ月引き上げるものでございます。

そのほか、2 ページ下段から 4 ページにわたって特別区人事委員会の意見が、9 ページ下段から 10 ページにわたって東京都人事委員会の意見が載せられておりますので、ごらんいただきたいと思います。

説明は以上であります。

【教育長】 最後に言った 2 ページから 4 ページというのは、前にさかのぼってということですね。

【統括指導主事】 はい。

【教育長】 説明は終わりました。質疑があればお願いいたします。

基本的には、公民較差を踏まえた都に準ずるという考え方でもって今回の改定がなされるというところかなとは思いますが、ご不明な点等があれば。

どうぞ、富尾委員。

【富尾委員】 ちょっとわかりにくかったので、教えていただきたいんですけど、これまではずっと上げてきたんだけど、今回は下げることなんですか。

【教育長】 統括指導主事。

【統括指導主事】 教職員人事係長が詳しいので、その改定については、人事係長からお答えいたします。

【教育長】 教職員人事係長。

【教職員人事係長】 この5年間はずっと引き上げの勧告が出ておりました。平成26年から5年間の間に出された給与勧告を読み上げますと、平成26年が809円の引き上げ勧告、次が1,413円の引き上げ勧告、次が584円の引き上げ勧告、その次も526円の引き上げ勧告が出ておりました。本年につきましては、9,671円引き下げ勧告となっております。

以上です。

【富尾委員】 今回、引き下げ勧告に転じたのは、調査した民間企業が変わったからということだったのでしょうか。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 今回、大幅に金額1万円近く下がっていますが、これは給与の体系の見直しがあり、今まで職員は1から8級までありましたが、1から6級というように全体の給与体系の見直しが行われたということです。

この給与制度の見直しにより民間と比較した場合、結果として今回のような人事院勧告がなされたということです。

【富尾委員】 特に何も悪いことをしていないのに給料を下げられるというのは、ちょっと気の毒のような気がしたものですから。

【教育長】 何かありますか、事務局。

教職員人事係長。

【教職員人事係長】 特別区人事委員会で適正な調査をした上での結論ということですが、これを受けて今後、特別区統一で労使交渉が行われまして、そのまま適用するのかが区長会で決定される流れになってございます。基本的には人事委員会勧告を尊重して、勧告通りに適用すべきものとされていますが、今後の労使交渉と区長会の判断を注視していきたいと思います。

【富尾委員】 わかりました。

【教育長】 月例給はそれだけ下がっているのに、特別給が上がっているというのはどういうわけ。特別給も下げたほうが較差是正になるんじゃないかなと単純に思うんですけども。

教職員人事係長。

【教職員人事係長】 例月給の比較の仕方と特別給の比較とでは、それぞれ全く違う比較の仕方をしております。月例給につきましては、民間企業の給料を職層ごとに積み重ねた結果を、特別区の給与を職層ごとに積み重ねた結果と比較して較差を出す仕組みなん

ですけど、それに対して、特別給の方は、職層ごとの比較とかといった形ではなく、単純に各事業所の特別給の総額が毎月の給与の何月分かという割合を、特別区職員の給与条例に定められている特別給の支給月数と比較しております。比較の方法が全く違う形で行っておりますので、今回については、それぞれで異なる結果が出てしまったということになります。

【教育長】 比較の仕方が違うというのはよくわかりました。何で上がるのかなというのはよくわからないんですけど。

ほかにはご意見はよろしいですか。それでは、平成30年特別区および東京都人事委員会勧告につきましては、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 声がちょっと小さかったようでございますが、本件も了承いたしたいとします。難しいですね、これもね。

次は、日程第1、報告事項5になります。平成29年度指定管理者による管理に対するモニタリング評価の結果について、説明をお願いいたします。

品川図書館長。

【品川図書館長】 では、私からは、29年度の指定管理に対するモニタリング評価の結果についてご報告させていただきます。資料5をごらんいただければと思います。

3枚同じ形式のものがございまして、品川区の指定管理図書館は9館ございまして、3館ごとに1グループをつくっております。Aグループ、Bグループ、Cグループになっておりますので、それぞれ1枚ずつ形式がございまして。指定管理者につきましては、たまたま品川TRC・ウーブグループが全部受託してございます。

まず、1枚目、Aグループからごらんください。指定管理の概要、実績についてはごらんのとおりでございます。総括につきましては、積極的に評価した事項は、図書の分類が日本十進分類法というのがございまして、こちらが改定されまして、2年間をかけての改定作業がございました。こちらにつきましては、移行作業を円滑に完了してございます。また、Aグループにつきましては、区政70周年の記念事業を東急と連携して大規模に取り組んで行いました。また、大崎高校との連携事業も無事に終わってございます。

裏面をごらんいただきますと、3番、サービス向上、業務改善の視点としまして、認知症サポーター養成講座研修を在宅支援センターと連携して取り組み、こちらも全館のほうで全スタッフが受講するという状況で、本年度30年度の高齢者事業につなげてございます。

経営会議における評価結果としまして、研修等を活用し、利用者に対する接遇の向上に努めるとともに、30年度以降については、グループ間の連携をとり、利用者の更なる利便性の向上に取り組むことという結果をいただいております。

Bグループ、Cグループにつきましては、2枚目をごらんいただきますと、1枚目の5つ目の箱でございまして、総括としまして、同じく日本十進分類法について記載がございまして。また、Bグループの特色としまして、近隣の品川歴史館、しながわ水族館、八潮学園メディアセンター等の連携を強めて取り組みを行ったことが書かれてございます。

また、裏面をごらんいただきまして、一番上、区民満足の視点から、八潮では、FM八潮に月1回「図書館のお知らせ」放送を開始したという独自事業を行ってございます。

また、3のサービス向上及び業務改善の視点においては、認知症サポーター養成講座研修について記載がございます。

経営会議における評価結果については、Aグループ同様の結果をいただいております。

3枚目のほうをごらんいただきます。

Cグループにつきましては、同じく5つ目の四角の総括について、大崎図書館移転準備を品川図書館と連携をしながら実施したこと。また、平塚共同書庫の運営を開始したこと。

そして、一番下の四角ですが、改善が必要とされた原因の分析及び対応について、資料の表紙面出し等の展示に工夫がされているが、大規模館において計画的な除籍等に課題を残しているということを指摘されております。また、「手に取られやすい書架づくり」について、二葉図書館の事例を挙げてございます。

おめくりいただきまして、裏面をごらんください。こちらの3番目、サービス向上、業務改善の視点につきまして、五反田図書館は、文化センター行事と連携した図書の紹介などをし、満足度の高いサービス提供に取り組んでいます。二葉図書館は、しながわエコフェスティバルへの参加、大崎図書館は夢さん橋への参加を継続し、地域事業に取り組んでいます。同じく認知症にやさしい図書館を目指し、認知症サポーター養成講座研修をグループで実施してございます。

経営会議における評価結果についても、Aグループ、Bグループと同様の評価を受けてございます。

3枚のご紹介は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

委員の方々に考えていただいている間に私から1つ。経営会議における評価結果の中に、A～Cのグループ間の連携を図りというのがそれぞれ書かれているんですけど、グループ間の連携を図るような連絡会みたいなものは開催してないんですか。

品川図書館長。

【品川図書館長】 毎月1度、グループの連絡をとるために地区隊長会議を催してございます。このほかに、一般図書の担当者会議、児童図書の担当者会議、障害者サービスの担当者会議もそれぞれ月1回程度開いてございます。

以上です。

【教育長】 それで何でこういう指摘が出るんですかね。

品川図書館長。

【品川図書館長】 おそらく図書館としての資料の提供だけではなく、これからは地域との連携をより強めて、いろいろな地域課題に対して図書館として取り組むに当たって、各地区間で協力し合って、単独ではできないような面的なサービスにも踏み出してほしいという意識をあらわしていただいたものと受けとめてございます。

【教育長】 なるほどね。これを読みますと、それぞれのところでは、かなり地域のためにいろいろなことを工夫してやっていることは、やっておりますよね。でも、それは自分たちがそれぞれやってるんであって、横の財産形成にはつながっていないというところでしょうかね。

図書館長。

【品川図書館長】 先ほど3枚ともということでご紹介しました認知症サポーター養成

講座研修ですが、こちら昨年度実行して今年度からは、高齢者支援サービスとして、図書館での認知症カフェの実施をしながら、高齢者の方の課題にも取り組んでいこうというのを、これは全図書館を挙げて協力して行うという形になっておりますので、その準備段階として応援のコメントをいただいたものと考えてございます。

【教育長】 前向きに捉えることは非常にいいことだと思います。

委員の方々、いかがでしょうか。

富尾委員。

【富尾委員】 先ほど教育長もおっしゃっていましたように、経営会議における評価結果というところで、全てのところで利用者に対する接遇の向上に努めるとともにとあるんですけども、Aグループに関しては、分析結果のところでは接遇に関しては書いてあるんですけど、Bグループ、Cグループには特に書いていないにもかかわらずこのような結果を評価されているんだと思うんですが、この辺は何かアンケートですとか、そういう対応の改善を求めるというようなことなどがあったのでしょうか。

【教育長】 品川図書館長。

【品川図書館長】 27年度に指定管理制度を行ってから、接遇に関しては、毎回アンケートで、とてもよくなった。また来たい図書館になっているという好評を非常に受けておりまして、従前を担っていた公務員としてちょっと辛い思いをしてるんですが、そういう意味では、接遇に関してはかなり優秀です。そして、研修についても、各グループとも毎年定期で行うとともに、毎月1回の館内整理日のときには、自主的な研究会のような形で接遇の向上に努めています。ただ、一方で、難しいお客様が各館にいらっしゃることもあり、通常の接遇では対応し切れないような状況、具体的には、警察にお力をいただかなければいけないことも多々ございまして、そういう際のどういうふうに対応していいかというようなことについては、年々難しさが増しておりますので、そういう意味での工夫も含めた高度な接遇と捉えてございます。

【富尾委員】 わかりました。

【教育長】 私もよく図書館お邪魔するんですけど、入っていくとカウンターの中にいる方は、入ってきた人に対しては、特におはようございますとかの挨拶はやらないんでしょうかね。

図書館長。

【品川図書館長】 館ごとにレイアウト等かなり地域差がございます。小さな図書館ですと、割と同じ方が毎日いらっしゃるような状況がありますので、黙礼であるとか皆さんに邪魔にならない程度でこんにちはというお声がけをするようなことがございまして、品川図書館でも朝礼の際に、氏名札の着用と来館者へのあいさつを欠かさないようしましょうというのを合い言葉にしておりますので、大きく声を張り上げていらっしゃいませはできないんですが、できるところはしているような体制だと思います。

【教育長】 学校などでも知らない人が入ってきていけば、そこで声をかけるというのも、1つの防犯にもつながっていく要素かなとも思います。また接遇の1つと言えるのかもしれないですね。いいところは無理のない範囲で励行していただければなというふうに思います。

ほかはいかがでしょう、委員の皆様。よろしいですか。これは指定管理の評価という

ことなので、区の職員の直接の評価ではない部分なので、どうこれを今後管理、そしてランニング、向上させていくかというあたりがまた今度は問われてくる部分かなとは思いますが。

それでは、平成29年度指定管理者による管理に対するモニタリング評価の結果につきましては、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件も了承いたします。

その他、ありますか。

【教育長】 それでは、次に先ほど決定いたしましたとおり、非公開の会議を開きたいと思いますので、傍聴の方はご退室願います。

—— 了 ——